

建 第 1 1 8 0 号
令和 4 年12月23日

(一社) 島 根 県 建 築 士 会 会 長 様
(一社) 島 根 県 建 築 士 事 務 所 協 会 会 長 様
(一社) 島 根 県 建 設 業 協 会 会 長 様
(一社) 島 根 県 建 築 技 術 協 会 会 長 様
(一社) 島 根 県 住 ま い づ く り 協 会 会 長 様
(一社) 島 根 県 建 築 組 合 連 合 会 会 長 様
(一社) 島根県建築設備設計事務所協会会長 様
(一財) 島根県建築住宅センター理事長 様
(公社) 島根県宅地建物取引業協会会長 様
(公社) 全日本不動産協会島根県本部本部長 様

島根県土木部長
(建 築 住 宅 課)
(公 印 省 略)

島根県手数料条例の一部改正について

このことについて、島根県手数料条例を別添のとおり改正し、令和 4 年12月23日から施行することとなりました。

ついては、貴会会員等への周知をお願いいたします。

記

【改正内容】

(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料（別表 64 の 4）

- 1) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の改正に伴う、低炭素建築物新築等計画の認定区分の見直し及び認定基準の評価方法として「誘導モデル建物法基準」を追加

改正前	改正後
ア 一戸建ての住宅【戸数】 イ 共同住宅等又は複合建築物の住戸部分【戸数】 ウ 共同住宅等若しくは複合建築物の全体又は建築物全体＋住戸部分 (ア) 住戸【戸数】 (イ) 共用部分【面積】 (ウ) 非住宅部分【面積】 (誘導標準入力法等基準)	ア 一戸建ての住宅【面積】 (住戸ごとの認定を廃止したことによる削除) イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物の全体、住宅部分(＝住戸＋共用部分)又は非住宅部分 (ア) 非住宅部分【面積】 (誘導標準入力法等基準) (イ) 非住宅部分【面積】 (誘導モデル建物法基準) (ウ) 住宅部分【面積】 〔イに統合〕

注 【 】内は手数料の金額の計算単位

2) 低炭素建築物新築等計画の認定の審査所要時間の変更に伴う、手数料の額の改定等

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料(別表64の5)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の改正に伴う、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定区分の見直し

改正前	改正後
(ア) 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物の全体、 <u>住戸部分</u> 又は非住宅部分 a 非住宅部分【面積】 (誘導標準入力法等基準) b 非住宅部分【面積】 (誘導モデル建物法基準) c 住宅部分 <u>(住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分)</u> 【面積】 (イ) 一戸建ての住宅【面積】	(ア) 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物の全体、 <u>住宅部分</u> 又は非住宅部分 a 非住宅部分【面積】 (誘導標準入力法等基準) b 非住宅部分【面積】 (誘導モデル建物法基準) c 住宅部分【面積】 (住戸ごとの認定を廃止したことによる削除) (イ) 一戸建ての住宅【面積】

注 【 】内は手数料の金額の計算単位

[担当]

建築物安全推進室 建築法令スタッフ 吉岡

TEL : 0852-22-6583 FAX : 0852-22-5218

E-mail : kentiku-anzen@pref.shimane.lg.jp